

大台町空き家バンククリーニング費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町空き家バンク制度の利用を促進し、移住希望者の住居の提供に資するため、大台町空き家バンククリーニング費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金を交付する対象者は、大台町空き家バンク実施要綱（平成24年大台町告示第25号）に基づいて、売買又は賃貸借の契約（以下「契約」という。）に至った空き家（以下「空き家」という。）の所有者又は利用者であって、次に掲げる全ての要件を満たす個人とする。

- (1) 利用者は、所有者の三親等内の親族でないこと。
- (2) 申請時において、申請者又は住基台帳に記載されている世帯員全員が、納期の到来した租税公課等を滞納していないこと。
- (3) 所有者及び利用者とその世帯員が、大台町暴力団排除条例（平成23年大台町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(助成対象経費等)

第3条 助成対象経費は、空き家の家財処分等に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家の残置物処分等に要する費用
- (2) 空き家の内部クリーニング等に要する費用
- (3) 庭木のせん定や除草等敷地内の手入れに要する費用

(助成金の額等)

第4条 助成金は、1回の契約成立につき1回限りとし、助成金額は、空き家の引渡しのための家財処分やクリーニング等に要した経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付手続)

第5条 助成金は、引渡しのあった日から3か月以内に第2条で定める所有者又は利用者から、次に掲げる書類を添えて町長に請求があった場合に交付するものとする。

- (1) 大台町空き家バンククリーニング費助成金請求書（別記様式）
- (2) 空き家を売買又は賃貸借したことを証する書類
- (3) 第3条第1号から第3号までに掲げる費用に係る領収書の写し（経費の内訳が分かるもの）
- (4) 第3条第1号から第3号までに掲げる内容が確認できる着手前及び着手後の比較写真
- (5) 租税公課等を滞納していないことを証する書類

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、大台町補助金等交付規則（平成18年大台町規則第45号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

